**表彰申請に関する事務手引き**

**１．教職員表彰**

対象者は、専修学校・各種学校の教員もしくは職員として勤務成績が優秀で、専修学校各種学校教育の発展向上に寄与した功績が著しく規定の在職（勤続）期間を経過した者等とします。

1. 教員とは以下の者で、正教員として都道府県へ届け出を行っている教員を指します。

[専修学校]専修学校設置基準第41条から第43条に定められた教員の資格を有する者。

[各種学校] 各種学校規程第7条及び第8条に定められた教員資格を有する者。

1. 職員とは専修学校・各種学校の認可を受けている学校で事務処理等を行っている職員を指します。寮監・用務・保健等を担当されている職員を含みます。
2. 非常勤の教職員は、学校長が常勤の教職員と同等の勤務を行っていると判断した場合に表彰の対象者となります。
3. 「勤務成績が優秀」とは、学校長の裁量でご判断ください。
4. 「特に表彰に値すると認められる」とは、勤務成績以外の個人の功績や善行、成果、栄誉、姿勢、労苦などを示すもので、勤続年数の制限はありません。
5. 在職（勤続）期間は、原則として奉職日から学校長が支部長へ書類を申請した日を基準としてください。
6. 複数の学校に在職（勤続）した場合は、各校での在職年数を累計してください。
7. 表彰区分は在職期間等により教職員各々7つとし、教員①～⑦、職員が⑧～⑭（①⑧５年以上、②⑨１０年以上、③⑩１５年以上、④⑪２０年以上、⑤⑫２５年以上、⑥⑬３０年以上、⑦⑭特別表彰）に分かれます。
8. 申請時点で既に退職している教員・職員でも、規定に該当する場合は、表彰対象者となります。
9. **学習者表彰（英語表記を含む）**

対象者は、被表彰者が在学する機関で、同期の学習者のうち、学業が優秀であると在学する機関の長が認めた者。または、特に表彰に値すると認められる者等とします。

1. 「同期の学習者のうち」とは、各機関・各学年の各学科においてとお読みください。
2. 「学業が優秀である」とは、特に目安・制限はありませんので、各機関でご判断ください。
3. 「特に表彰に値すると認められる」とは、学業以外の個人の功績や善行、成果、栄誉、姿勢、労苦などを示すもので、学業成績とは関係ありません。
4. **その他必要とする表彰**

対象者は、教職員または学習者以外で、専修学校・各種学校教育（職業教育・キャリア教育）に携わり、表彰に値すると認められる者等とします。

「教職員、学習者以外」とは、各校や都道府県支部の活動に協力のあった方（関連業者や研修会の講師等）や都道府県支部事務局職員等（退職者含）とします。当財団への申請については、貢献度を考慮して各都道府県支部でご判断ください。

1. **表彰回数**

いずれの表彰も、表彰回数に制限はありません。

1. **表彰状の配布**

交付期間になりました後、各校で被表彰者の氏名等をご記入の上、授与してください。

1. **個人情報の取扱について**

　　表彰状交付の際にご提供いただく個人情報は、交付の実施を目的として、目的の必要な範囲で使用されます。また、個人情報は次の場合を除き第三者に開示しません。

（1）本人の同意がある場合

（2）個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱を委託する場合

（3）統計データなど個人を識別できない状態に加工した場合

（4）法律等に基づき、開示を求められた場合

以　上